



平成 28 年 6 月 16 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志
(J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 0 7)
問 い 合 わ せ 先 :
取 締 役 管 理 部 長 松 崎 祐 之
電 話 番 号 0 3 (5 7 7 4) 2 4 4 0 (代 表)

トークン「フィスココイン」を当社株主に対して配布することに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 12 月期中間期末時点の株主に対して、ブロックチェーン技術を活用したトークン※「フィスココイン」を配布することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

※「トークン」とはビットコインの基幹技術にも用いられるブロックチェーン技術を用いた分散型台帳上の記録であり、ブロックチェーン上にその総量、各人の保有比率、譲渡などの履歴情報を記録管理するものです。このトークンは分散型台帳技術を用いるものの、ビットコインとは異なるコインとして、「アルトコイン (Alternative Coin を略したもの)」とも呼ばれております。

記

1. トークン「フィスココイン」の配布について

(1) 背景

当社は平成 28 年 3 月 16 日付公表の通り、ビットコイン取引所の運営事業等を行う「株式会社フィスコ・コイン」(平成 28 年 7 月 1 日付で商号を「株式会社フィスコ仮想通貨取引所」に変更予定。)を設立いたしました。

当社グループは、仮想通貨に関わるあらゆるサービスを B2B 及び B2C の両面において、ワンストップで提供する仮想通貨プラットフォームとなることを目指しております。

具体的には、これまで培ってきた約 3,700 社の上場企業の顧客基盤に対し、企業が発行するトークンの売買・交換等業務の受託やビットコイン決済プラットフォームの提供などに加え、仮想通貨を用いたデリバティブ商品の開発、それらの取引市場の整備等を行っていくことを予定しています。

これらの新規事業を開始するにあたっての実験実施として、当社は、実験参加を希望する株主に対し、当社が今後取扱うことを予定している仮想通貨と同様の技術基盤を用いて発行・管理することができる当社の独自トークン「フィスココイン」を配布することとしました。「フィスココイン」は、本実験への参加を希望する当社の株主に対して、その保有株式数に応じて配布されます。

フィスココインの用途の詳細は未定ですが、配布当初は、クラブフィスコ (<http://fisco.jp/>) における投資レポートとの交換を可能とし、今後はグループ会社や提携先企業などが提供する様々な財やサービスとの交換ができるように、順次、用途範囲を拡充してまいります。

我が国では5月25日の参議院本会議において、ビットコインなどの仮想通貨の売買取引や仮想通貨同士との交換取引、これらの媒介・取次・代理等を業とする事業者を登録制とするなどの規制を盛り込んだ改正資金決済法（以下「改正法」）が可決・成立しました。改正法では、仮想通貨の定義について、ネットワーク上でやりとりが可能な財産的価値であって、不特定の者との間で物品やサービスの購入に使用することができ、また売却や購入が可能なものとしています。具体的にどのようなアルトコイン/トークンが改正法のもとで「仮想通貨」として認められるかは現時点では明らかではありませんが、ビットコイン以外のアルトコインについても「仮想通貨」として法制上の取扱いが明確になる可能性が出てきたことから、今後は様々な企業活動の場面において、トークンの発行を通じたマーケティングやトークンと交換することができる様々な財・サービスの提供が促進されるのではないかと当社は考えております。当社がこの度、日本の上場企業として初の試みとなる社外に向けた自社トークンの発行実験を実施することは、このような当社の考える市場展望のもと、仮想通貨経済圏を発展拡大させる嚆矢となるものであり、また当社が今後、仮想通貨プラットフォームとなることを期した先駆的な試みとなります。今後は、各社が発行するトークンの売買や交換業務の受託を行うことで、仮想通貨経済圏の発展に寄与してまいり所存です。

(2) 「フィスココイン」の概要

発行単位	FSCC（フィスココイン）
発行総数	50,000,000 FSCC（注1） 最小取引単位：0.00000001FSCC
発行者	当社
配布先	平成28年12月期中間期末の株主様のうち、本実験への参加を希望して当社所定の手続を完了した株主様を対象といたします。なお、平成28年6月30日現在の株主名簿上の株主様を対象として本実験参加のご案内をいたします。
配布の対価	無償
配布するフィスココインの総数	上記フィスココインを、平成28年12月期中間期末の単元株式以上保有の株主様の中で本実験にご協力いただける株主様に対して、権利確定日現在の株主名簿上の株式数に応じて配布いたします。（例：100株保有の株主様に対して100FSCC）
当社留保分	株主様に対して配布する数を発行総数50,000,000から控除した数が当社留保分となります。
配布方法	株主様には、平成28年8月末日を目処にサービス開始を予定するフィスコ仮想通貨取引所にて口座を開設していただき、同口座を通じて配布する予定です。なお、詳細につきましては株主様に郵送にてご案内いたします。
取引所	テックビューロ株式会社が開設・運営する仮想通貨取引所であるZaifにおいて取引可能とすることを予定しています。（注2）
使用用途	詳細は未定ですが、当初は、クラブフィスコの投資レポートとの交換を可能とする予定です。今後、その利用状況を見て、順次、用途を拡充することを予定しています。 （例）IPOナビ（リミテッド）1カ月分は648FSCCと交換可能とする等。

（注1）フィスココインの発行総数は、株主様への配布後、本実験の進捗状況を踏まえて増加する可能性があります。

（注2）当社グループにおいて開設を予定しているフィスコ仮想通貨取引所は、仮想通貨を売却したいユーザと仮想通貨を購入したいユーザのマッチングにより、仮想通貨の取引の取次を行うものを想定しています（ユーザからの売却申込に対して当社グループ企業が常に買取りに応じる両替所とは異なります）が、フィスココインについては、取

引の公正を担保するため、今のところ取扱を予定しておりません。

※ 本施策は、従前の株主優待の変更ではなく、平成 28 年 12 月期中間期限りの特別施策となりますのでご注意ください。

2. 注意事項

- 本施策は、仮想通貨関連ビジネスへの参入を表明している当社グループが、改正法の施行後において、我が国の仮想通貨関連ビジネスにおける先駆的な地位のもとで同ビジネスを展開することを期して、改正法の施行に先立ち、仮想通貨と同様の技術基盤を用いた独自トークンを発行し、当社グループにおけるマーケティング活動や、財・サービスとの交換等に利用することで、仮想通貨関連ビジネスの知見を蓄積することを目的とするものです。
- 当社は、株主の皆様がフィスココインを、仮想通貨取引市場において、売却、購入、換価、交換、その他譲渡等することができることを保証するものでもありません。
- 具体的にいかなるアルトコインが改正法に定める「仮想通貨」に該当することとなるかは、改正法に係る政府令が発出されておらず、監督官庁である金融庁からの見解も出されていない現時点においては明らかではありません。当社は、改正法の施行に際し、又はその後においても、フィスココインが、改正法に定義される「仮想通貨」に該当するものとなることを保証いたしません。
- フィスココインは、資金決済法に定める前払式支払手段ではありません。また、販促目的のために無償で付与され、発行者等により一定のレートで財やサービスとの交換が保証されるなどする、いわゆる企業ポイントでもありません。フィスココインは、当社が発行するトークンですが、当社は、フィスココインの保有者が、フィスココインを用いて、当社その他の第三者の提供する財やサービスと交換等することができることを保証するものではありません。
- 当社グループは、フィスココインの買取りを保証いたしません。フィスココインは、仮想通貨取引市場において取引されることとなった場合に、何らかの価格が付される可能性はありますが、市場において付された価格以外に、フィスココインの価値を保証するものではありません。フィスココインは、法定通貨はもちろん、ビットコインその他のいずれの仮想通貨ともその交換比率が固定されておりません。フィスココインの価値は、市場において付された価格に応じて変動することになります。
- フィスココインの会計上及び税務上の取り扱いについては、各株主様の責任において、会計士・税理士等の専門家におたずねください。
- フィスココインの取扱いについては、当社グループ企業が別途定める規約等がある場合にはこれに従うものとします。

以 上